

令和 7 年

長岡市教育委員会
4 月定例会

議

案

議案第 29 号

専決処理について

次の事項は、その処理に急を要したため、長岡市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 57 年長岡市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり専決処理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 22 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

専決第 3 号 事務の委任及び補助執行について

専決第 3 号

専決処理書

長岡市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 57 年長岡市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり専決処理する。

令和 7 年 3 月 25 日

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

事務の委任及び補助執行について

令和 7 年 3 月 25 日長行第 76 号の協議について、協議のとおり同意する。

長 行 第 76 号

令和7年3月25日

長岡市教育委員会 様

長岡市長 磯田 達伸

事務の委任及び補助執行について（協議）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、下記のとおり委任及び補助執行について協議します。

記

1 委任事務に係る協議内容

- (1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月12日法律第47号）の施行に伴い、乳児のための支援給付に関する事務を新たに委任するもの
- (2) 長岡市児童館設置条例（昭和59年長岡市条例第21号）の廃止に伴い、児童館の管理運営に関する事務の委任を解除するもの

2 補助執行事務に係る協議内容

- (1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月12日法律第47号）の施行により、妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談事業が制度化されることに伴い、母子保健に関する事務を新たにこども家庭センター職員に補助執行させるもの
- (2) 令和7年4月1日から地域クラブの認定に係る事務等を執行するに当たり、新たに地域クラブ活動の推進に関する事務を教育部長及び学校教育課職員に補助執行させるもの

3 長岡市事務委任規則改正内容

別紙「長岡市事務委任規則改正案（新旧対照表）」のとおり

4 補助執行事務内容

別紙「補助執行事務一覧案（市長部局→教委）（令和7年4月1日）」のとおり

5 実施年月日

令和7年4月1日（ただし、別紙「長岡市事務委任規則改正案（新旧対照表）」のうち第2条の規定は令和8年4月1日から実施）

（担当：総務部行政管理課 土屋）

長岡市事務委任規則の一部を改正する規則

(長岡市事務委任規則の一部改正)

第 1 条 長岡市事務委任規則(昭和57年長岡市規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
(教育委員会への事務委任)	(教育委員会への事務委任)
第4条 次に掲げる事務については、 長岡市教育委員会に委任する。	第4条 次に掲げる事務については、 長岡市教育委員会に委任する。
(1)～(21) (略)	(1)～(21) (略)
	<u>(22) 長岡市児童館設置条例（昭和</u>
	<u>59年長岡市条例第21号）に規定す</u>
	<u>る児童館の管理運営をすること。</u>
<u>(22)</u> (略)	<u>(23)</u> (略)
<u>(23)</u> (略)	<u>(24)</u> (略)
<u>(24)</u> (略)	<u>(25)</u> (略)
<u>(25)</u> (略)	<u>(26)</u> (略)
<u>(26)</u> (略)	<u>(27)</u> (略)
<u>(27)</u> (略)	<u>(28)</u> (略)
<u>(28)</u> (略)	<u>(29)</u> (略)
<u>(29)</u> (略)	<u>(30)</u> (略)
<u>(30)</u> (略)	<u>(31)</u> (略)
<u>(31)</u> 児童福祉法第34条の15第2項	<u>(32)</u> 児童福祉法第34条の15第2項

に規定する家庭的保育事業等又は <u>乳児等通園支援事業</u>の認可に関する こと。 (32) (略) (33) (略) (34) (略) (農業委員会への委任) 第5条 次に掲げる事務については、 長岡市農業委員会に委任する。 (1) (略) (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和 55年法律第65号_____)に規定する 農業経営基盤強化促進事業に関する 事務 _____ _____ _____ _____ _____ _____ (3)～(5) (略)	に規定する家庭的保育事業等_____ _____の認可に関する こと。 (33) (略) (34) (略) (35) (略) (農業委員会への委任) 第5条 次に掲げる事務については、 長岡市農業委員会に委任する。 (1) (略) (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和 55年法律第65号。以下この号にお いて「法」という。)に規定する 農業経営基盤強化促進事業に関する 事務 <u>ア 法第4条第3項第1号に規定す る利用権設定等促進事業に係る事 務を行うこと。</u> <u>イ 農業経営基盤強化促進法による 不動産登記に関する政令(昭和55 年政令第288号)に規定する嘱託登 記に係る事務を行うこと。</u> (3)～(5) (略)
---	---

第2条 長岡市事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
(教育委員会への事務委任) 第4条 次に掲げる事務については、 長岡市教育委員会に委任する。 (1)～(24) (略) (25) 子ども・子育て支援法第20条、 <u>第30条の5及び第30条の15</u>に規定 する認定等に関すること。 (26)～(31) (略) (32) 子ども・子育て支援法第27条 に規定する施設型給付費、同法第 29条に規定する地域型保育給付 費、<u>同法第30条の11</u>に規定する 施設等利用費<u>及び同法第30条の20</u> <u>に規定する乳児等支援給付費に係</u> <u>る確認</u>に関すること。 (33)・(34) (略)	(教育委員会への事務委任) 第4条 次に掲げる事務については、 長岡市教育委員会に委任する。 (1)～(24) (略) (25) 子ども・子育て支援法第20条、 <u>及び第30条の5</u>に 規定する認定等に関すること。 (26)～(31) (略) (32) 子ども・子育て支援法第27条 に規定する施設型給付費、同法第2 9条に規定する地域型保育給付費<u>及</u> <u>び同法第30条の11</u>に規定する施設 等利用費_____に _____に係る確 認に関すること。 (33)・(34) (略)

第3条 長岡市事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
(農業委員会への委任) 第5条 次に掲げる事務については、 長岡市農業委員会に委任する。 (1)・(2) (略) (3) 農地法（以下この号において	(農業委員会への委任) 第5条 次に掲げる事務については、 長岡市農業委員会に委任する。 (1)・(2) (略) (3) 農地法（以下この号において

「法」という。)に関する事務 ア～シ (略) <u>ス 法第51条第3項の規定による 公表を行うこと。</u> <u>セ 法第51条第4項の規定による 措置の実施及び公告を行うこと。</u> <u>ソ 法第51条第5項の規定による 費用の徴収を行うこと。</u> (4)・(5) (略)	「法」という。)に関する事務 ア～シ (略) <u>ス 法第51条第3項の規定による 措置の実施及び公告を行うこと。</u> (4)・(5) (略)
--	---

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 令和7年4月1日
- (2) 第2条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第3条の規定 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年6月21日法律第62号）の施行の日

市長から教育委員会事務局への補助執行事務一覧

No.	補助執行する事務	補助執行させる職員 (令和7年3月31日まで)	補助執行させる職員 (令和7年4月1日から)
1	教育委員会に係る議案を議会に提出すること	教育委員会事務局職員	教育委員会事務局職員
2	教育財産を取得し、及び処分すること	教育委員会事務局職員	教育委員会事務局職員
3	教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと	教育委員会事務局職員	教育委員会事務局職員
4	教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること	教育委員会事務局職員	教育委員会事務局職員
5	私立保育園に関すること	子ども未来部長 保育課職員	子ども未来部長 保育課職員
6	<u>長岡市地域クラブ活動の推進に関すること</u>		<u>教育部長</u> <u>学校教育課職員</u>
7	保育料等の徴収に関すること	子ども未来部長 <u>子ども・子育て課職員</u> 保育課職員	子ども未来部長 <u>子ども政策課職員</u> 保育課職員
8	母子保健に関すること	子ども未来部長 <u>子ども・子育て課職員</u>	子ども未来部長 <u>子ども政策課職員</u> <u>こども家庭センター職員</u>
9	不妊治療費の助成に関すること	子ども未来部長 <u>子ども・子育て課職員</u>	子ども未来部長 <u>こども家庭センター職員</u>
10	予防接種事故災害補償に関すること	子ども未来部長 <u>子ども・子育て課職員</u>	子ども未来部長 <u>こども家庭センター職員</u>
11	障害児通所支援に関すること	子ども未来部長 <u>こども家庭センター職員</u>	子ども未来部長 <u>こども家庭センター職員</u>
12	社会福祉法人の定款の認可、業務停止命令等（児童福祉に係る事業を行うことを主たる目的とする法人に限る。）	子ども未来部長 <u>子ども・子育て課職員</u> 保育課職員	子ども未来部長 <u>子ども政策課職員</u> 保育課職員
13	施設型保育事業、地域型保育事業、その他の給付に関すること	子ども未来部長 保育課職員	子ども未来部長 保育課職員
14	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定すること	教育部長 教育総務課職員	教育部長 教育総務課職員
15	総合教育会議の運営に関すること	教育部長 教育総務課職員	教育部長 教育総務課職員
16	保育園民営化に伴う普通財産等の管理及び処分に関すること	子ども未来部長 保育課職員	子ども未来部長 保育課職員

17	子どもの学習・生活支援に関する こと	子ども未来部長 <u>子ども・子育て課職員</u>	子ども未来部長 <u>子ども政策課職員</u>
----	-----------------------	------------------------------	----------------------------

【補助執行職員を変更する理由】

令和7年4月1日付けの組織変更（予定）により、「子ども・子育て課」及び「子ども家庭センター」の名称及び組織体制が変更となるため、下線部を変更するもの。また、妊婦のための支援給付に係る事務を新たに補助執行させるため、「母子保健に関すること」を補助執行させる職員に子ども政策課職員を追加するもの

また、令和7年4月1日から地域クラブの認定に係る事務等を執行するにあたり、地域クラブ活動の推進に関する事務を市長事務部局から学校教育課に補助執行させるため、「長岡市地域クラブ活動の推進に関すること」を下線部のとおり追加するもの

議案第 30 号

附属機関委員の委嘱について

教育委員会の附属機関委員を別紙のとおり委嘱する。

令和 7 年 4 月 22 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

○長岡市公立学校通学区域審議会

(委嘱期間：令和7年5月1日から令和7年9月30日まで)

選出区分	氏 名	所属団体等	区分
長岡市三島郡 中学校長会	あだち 安達 なおと 直人	長岡市立関原中学校長	新任

○長岡市図書館協議会

(委嘱期間：令和7年5月1日から令和8年6月30日まで)

選出区分	氏 名	所属団体等	区分
学 識 経 験 者	みしま 三島 あきら 亮	新潟日報社長岡支社長	新任

○長岡市栃尾美術館協議会

(委嘱期間：令和7年5月1日から令和9年3月31日まで)

選出区分	氏 名	所属団体等	区分
小 学 校 代 表	しんざわ 新澤 みわこ 美和子	長岡市立上組小学校長	新任
中 学 校 代 表	ありもと 有本 ちはる 千晴	長岡市立刈谷田中学校長	新任

○長岡市スポーツ推進審議会

(委嘱期間：令和7年5月1日から令和8年6月30日まで)

選出区分	氏 名	所属団体等	区分
団 体 推 薦	ひらはら 平原 てつお 哲雄	長岡市立四郎丸小学校長	新任
団 体 推 薦	はらだ 原田 はじめ 一	長岡市立東北中学校長	新任